

豊の国ハイパーネットワーク光ファイバケーブル民間利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内地域間の情報格差の是正及び地域振興を図ることを目的とし、大分県（以下「県」という。）が保有する豊の国ハイパーネットワークの光ファイバケーブルを民間の利用に供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 豊の国ハイパーネットワーク

大分県庁、各総合庁舎並びに県内市役所及び町村役場を結ぶ情報通信ネットワークの幹線として機能する基幹ネットワーク部分をいう。

(2) NOC（Network Operation Center）

豊の国ハイパーネットワークの拠点施設をいう。

(3) AP（Access Point）

県内各地区に県が設置した豊の国ハイパーネットワークの中継施設をいう。

(利用対象物)

第3条 この要綱による民間利用の対象物は、豊の国ハイパーネットワークを構成する未利用芯線で、かつ、県が総務大臣の承認を受けたもの（以下「光ファイバケーブル」という。）とする。

2 光ファイバケーブルは、芯線単位で利用するものとする。

3 利用対象区間及び接続ポイントは、別表1に定めるとおりとする。

(利用申請)

第4条 光ファイバケーブルを利用しようとするときは、利用希望者は、利用承認申請書（第1号様式）を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の利用承認申請書の提出を受けたときは、利用目的、内容、効果及び利用者の範囲などについて総合的に審査を行い、利用の可否を決定するものとする。

3 前項の場合において、利用希望者が県が保有する光ファイバケーブルと併せて市町村が保有する光ファイバケーブルの利用を希望する場合には、県は、当該市町村と協議するものとする。

4 県は、申請内容を適当であると認めた場合には、当該申請に係る光ファイバケーブルの利用について、総務大臣に届出を行ったうえ、利用希望者に利用承認書（第2号様式）により利用の承認を通知するものとする。

(貸付手続)

第5条 前条第4項の利用承認の通知を受けた利用希望者は、当該承認に係る光ファイバケーブルの県保有部分の借受けについて、大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）第154条に規定する手続を行わなければならない。

(貸付期間)

第6条 本物件の貸付期間は、前条の手続に基づく貸付決定日から10年以内とする。

2 10年を超えて借受けを希望する場合は、利用希望者は前項の貸付期間が満了する6か月前までに改めて第4条第1項の利用承認申請書の提出及び前条の手続を行わな

ればならない。

(経費等の負担)

第7条 第5条及び第6条の手続を経て光ファイバケーブルを借り受けることとなった者(以下「借受者」という。)は、別表2に示す貸付料を納めなければならない。

- 2 借受者が光ファイバケーブルを利用するために必要なネットワーク機器等の設置及び運用に要する経費(工事費、電気料、施設使用料等)は、借受者が負担するものとする。
- 3 前項の機器等を設置するために必要な手続は、借受者が行うものとする。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、光ファイバケーブルの利用に当たっては、この要綱の趣旨を踏まえ、第1条に定める利用目的の実現に積極的に取り組まなければならない。

- 2 借受者は、光ファイバケーブルの利用に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、公序良俗に違反しないようにしなければならない。
- 3 借受者は、光ファイバケーブルの利用に当たって、県が保有する豊の国ハイパーネットワークの施設に損害を与えた場合、その損害を県に賠償しなければならない。
- 4 借受者は、光ファイバケーブルの利用に当たっての工事及び機器の設定作業を行う際は、県の指示に従わなければならない。
- 5 借受者は、県の求めがあれば、自ら管理するネットワークを構成するハードウェア及びソフトウェアに関する情報を、県に報告しなければならない。

(責任分界点)

第9条 貸付対象の光ファイバケーブルと借受者が接続するネットワークとの保守責任分界点は、NOC及びAPで接続する場合は利用対象の光ファイバケーブルのコネクタとし、クロージャーで接続する場合は双方のケーブルの融着点とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 借受者は、光ファイバケーブルを借受ける権利の一部又は全部を第三者に対し譲渡、貸与(名義貸しを含む。)、担保提供等をしてはならない。

(利用制限)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、光ファイバケーブルの利用を制限することができるものとする。

- (1) 豊の国ハイパーネットワークの保守・点検、工事等を行う場合
- (2) 災害、事故、その他不測の事態が発生した場合、又は発生するおそれがあると判断される場合

- 2 県は、前項の規定により光ファイバケーブルの利用を制限する場合には、あらかじめその旨を借受者に通知するものとする。但し、緊急の場合はこの限りでない。

(利用承認の取消し)

第12条 県は、この要綱に違反する行為を認知した場合は、借受者に対し違反行為の中止を求めることができる。

- 2 前項の措置の後、30日を経過しても違反行為が改善されない場合には、県は利用承認を取り消すことができる。

(現状復旧義務)

第13条 借受者は、第6条の規定による貸付期間の終了後、借受者の都合により借受けを終了したとき及び前条の規定により利用承認が取り消された場合には、その借受けに係る光ファイバケーブルを県が指定した期日までに借受け前の状態に復旧しなければならない。

(免責規定)

第14条 県は、第11条及び第12条の規定による光ファイバケーブルの利用制限及び利用承認の取消しに伴い借受者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 光ファイバケーブルの利用に起因して、借受者が第三者との間で紛争を生じた場合は、当該借受者の責任と費用においてこれを解決するものとし、県は一切の責任を負わないものとする。

3 県は、災害、事故、その他の原因により借受者が設置する機器等に損害が生じた場合は、一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第15条 光ファイバケーブルの利用に当たり、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合には、県と借受者双方が誠意を持って協議し解決を図るものとする。

附 則

この要綱は平成16年6月25日から施行する。

附 則

改正後要綱は平成18年7月5日から施行する。

附 則

改正後要綱は平成27年6月25日から施行する。

(別表1)

1 利用対象区間

No.	利用対象区間	距離(km)
1	中央NOC ~ 筒井交差点	22.820
2	中央NOC ~ 佐伯AP	66.046
3	中央NOC ~ 竹田AP	64.640
4	中央NOC ~ 三重AP	45.364
5	中央NOC ~ 日出AP	28.894
6	中央NOC ~ 国東AP	68.981
7	中央NOC ~ 高田AP	64.054
8	中央NOC ~ 宇佐AP	67.433
9	中央NOC ~ 中津AP	84.759
10	中央NOC ~ 日田AP	112.25
11	中央NOC ~ 玖珠AP	79.172
12	中央NOC ~ 別府AP	18.954
13	日出AP ~ 国東AP	40.087
14	日出AP ~ 高田AP	35.160
15	日出AP ~ 宇佐AP	38.539
16	日出AP ~ 中津AP	55.865
17	別府AP ~ 玖珠AP	60.218
18	別府AP ~ 日田AP	93.299
19	玖珠AP ~ 日田AP	33.081

強靱化ルート利用の場合

20	中央NOC ~ 筒井交差点	19.584
21	中央NOC ~ 佐伯AP	62.810
22	中央NOC ~ 竹田AP	61.404
23	中央NOC ~ 三重AP	42.128
24	中央NOC ~ 玖珠AP	70.912
25	中央NOC ~ 日田AP	103.993

2 接続ポイント

原則、利用対象区間の起点、終点を接続ポイントとする。
ただし、佐伯APについては佐伯警察署前クロージャを、
日出APについては堀交差点クロージャを接続ポイントとする。

接続ポイント	所在市町村
中央NOC	大分市
筒井交差点クロージャ	大分市
佐伯警察署前クロージャ	佐伯市
竹田AP	竹田市
三重AP	大野郡三重町
堀交差点クロージャ	速見郡日出町
国東AP	東国東郡国東町
高田AP	豊後高田市
宇佐AP	宇佐市
中津AP	中津市
日田AP	日田市
玖珠AP	玖珠郡玖珠町
別府AP	別府市

(別表2)

1 光ファイバケーブル（未利用芯線）貸付料

単位	1 芯、10 mにつき1年	10円
----	---------------	-----

※貸付料の算定基準は、年額＝貸付延長×芯数×貸付料とする。

2 貸付料に係る留意事項

- (1) 借受者は、県が納付期限等を定めて発行する納入告知書により、当該年度の貸付料を納入しなければならない。
- (2) 期間の計算等
 - 1 貸付期間が1年に満たないときは月割計算とし、1月未満の日数があるときは、その日数は1月とする。（10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）
 - 2 貸付延長の総和に10m未満の端数が生じる場合は、10mとして計算する。
- (3) 原則として納付した貸付料は返還しない。ただし、借受者の責めに帰すことができない事由により、貸付許可を取り消されたときは、この限りでない。
- (4) 経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じた場合は、貸付料について見直しを行う。